

2022 年度日本認知症ケア学会・認知症ケア賞 実践ケア賞

社会福祉法人聖徳会

【設立年月日】1952 年 5 月

【授賞理由】

本団体は、最期まで安心してその人らしい生き方を実現するために必要なケアと場所を提供するとの理念の下で永年にわたり活動されてきました。これは地域活動にも生かされており薄れつつある互助の概念を地域住民が取り戻すきっかけとして一石を投じたといえます。

これらの取り組みは、認知症ケア賞（実践ケア賞）の受賞に相応しいといえます。

【団体概要】

1902 年大阪養老院創設以来、「目の前に困っている人がいる。その事に目をそむけることは出来ない。」「養老院はただ死を待つだけの場所ではない。弱々しく病気に苛まれながら死ぬまでの時間を過ごす場所ではない。その日が来るまで明るく健やかに生き生きと過ごしてもらいたい。」という創設者岩田民次郎の福祉観を基に、常に時代の空気を感じ取り、次代に求められるものを開拓するなど、先進的な取り組みを行ってきた。今後もこの創業精神を受け継ぎながら、時代によって変化する環境やニーズに柔軟に対応したサービスを提供するとともに地域との共生を目指して活動している。

【事業活動】

松原市内の特別養護老人ホーム 2 カ所を拠点とし、ケアハウス・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームと入所・居住系施設を展開している。また、3 カ所のケアプランセンター、5 カ所のデイサービス、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、無料低額診療所、訪問リハビリ等で地域での生活を支援するとともに、地域の高齢者が集える居場所づくりも行っており、介護予防・引きこもり防止等にも注力している。さらに保育所を 3 カ所、地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て支援も取り組んでいる。研修事業としては、介護職員初任者研修・認知症介護実践研修・リーダー研修を実施し、認知症ケアの普及啓発に取り組んでいる。

【活動内容等】

活動目的：

認知症介護の対応は、1980 年に開設した第 2 特別養護老人ホーム（大阪新生苑）での対応に遡り、入所か在宅かの二者択一から「在宅生活を続けながら、多種多彩な施設ケアを受けることができる」ものに拡大し、現在も継続している。1990 年に在宅介護支援センター事業を開始して以来、地域での認知症予防の取り組みも始め、2015 年からは『みんなが主役の「居場所づくり」で地域コミュニティを再生したい』と住民向け

の「健康スタジオまつばら」を開設した。目的の一つに認知症の方の早期発見・対応のサポートを行うことを掲げている。

活動の特徴：

上記活動は 2005 年より、地域住民を対象とした勉強会として始まり、住民参加型「介護予防教室」に発展、2015 年 5 月「健康スタジオまつばら」として心身両面の介護予防活動として取り組んでいる。活動の目指すところは、「1. 安心して過ごせる場、何でも相談できる場、支援の始まりの場となること」「2. 認知症や障がいなど、お互いを理解・支援し合える場になること」「3. 地域住民が主役となり、地域活動に取り組む場となること」である。活動の特徴として、「①ワンコイン型介護予防教室」「②60 歳以上を対象」「③毎日開催」「④選択プログラム」「⑤在宅介護支援センターの事業」「⑥専門職の配置」をしていることである。

活動の効果・影響：

活動がようやく理解されだした頃、第 1 回目の緊急事態宣言が発令され、営業中止を余儀なくされた。担当者より参加者全員（120 名）に電話連絡、往復はがきの案内、公式 LINE の立ち上げ、ダンスやコーラス等の動画配信を続け、利用者からは「一人でなかった、有難う」「声を聞けて良かった」など多くの反響があり、コロナ禍でも人と人がつながる「居場所」として承認をされた時であった。「男の料理教室（3 か月ごと開催）」では、参加者同士の交流が深まったり、家族のために料理をする人も出てきた。「バスツアー（年 1 回）」では、参加者同士が助け合い、旅行を諦めていた高齢者夫婦や要支援認定を受けた方の参加もある。また、日常的に参加者より地域で気になる方の情報を得ることが出来ている。当初は 200 名/月であった参加者も、2002 年 3 月末で延べ 34,500 名を超えた。さらにスタジオ運営のノウハウは、大阪府社会福祉協議会老人施設部会研究会等を通じて発信している。

今後の活動予定：

今後も法人一丸となり、スタジオ運営を拡充していく所存である。認知症予防には、周囲の理解が必要不可欠であり、早期発見、早期相談と幅広い支援が欠かせない。また適切な医療の提供も必要である。法人には長年の蓄積された認知症介護のノウハウがあるが、次に来る新たな時代の「情報を得る手段」「それを使いこなせる力量を持つ」ことも重要と考える。来る「2040 年問題」に対しては、新たな時代の支援が求められるため、適切な支援を切れ目なく提供できる人材育成に注力したい。

その他：

2021 年 11 月、大阪府・大阪府社会福祉協議会・家庭裁判所などとの連携を図る「法人後見」制度が発足した。当法人においては、既に法人後見養成研修を修了した職員 3 名を専門職員とする法人の登録を行った。本制度の対象は生活困窮者等と限定し

ており、支援にあたる職員の専門性と法人の貢献に期待が高まっている。法人一丸となって活動の推進を図る予定である。